

美脚セルフデザインプログラム利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 someone like you（以下「当社」といいます。）が提供する美脚セルフデザインプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の受講にあたり、本プログラムを受講する者（以下「受講生」といいます。）に同意していただく必要のある事柄を記載しています。本規約については、本プログラムへの受講申込みをした時点で同意されたものといたします。

（総則）

- 第1条 受講生は、本規約に従って本プログラムの提供を受けるものとし、本規約に同意しない限り本プログラムの提供を受けることができないものとします。また、本プログラムに関して当社が当社のウェブサイト（当社が運営する本プログラムに関するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメインを含みます。）をいいます。）、当社が運営するSNS、その他において配布、配信する文書等に規定する内容（以下「個別規約」といいます。）は、当該受講生との間で本規約の一部を構成するものとします。個別規約と本規約の内容が矛盾・抵触する場合は、別段の定めがない限り、当該個別規約が当該部分に限り本規約に優先して適用されるものとします。
- 2 当社が受講を許諾した時点で、当該受講生と当社との間で、本規約を内容とする本プログラムの提供契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

（入会申込み）

- 第2条 本プログラムへの入会を希望する者（以下「受講希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、当社の定める方法に従い、当社が指定する情報を当社に提供することにより、受講の申込みをすることができます。かかる申込みがあった場合、当社は、別途当社の定める審査基準に従って審査し、当該申込みを承諾する場合には、その旨を通知します。
- 2 当社は、前項に基づき受講の申込みをした受講希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、受講を拒否することがあるものとし、受講希望者は、当社による受講拒否に対し、何らの異議申立てをしないものとします。
- （1）受講の申込みにあたって当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
 - （2）受講希望者が申請したクレジットカードの決済につき、承認が下りなかった場合
 - （3）受講希望者と同一人物が受講の申込みの時点ですでに本プログラムを受講している場合
 - （4）受講希望者が、本プログラムにつき、過去に利用停止等の措置を受けたことがあ

り又は現在受けている場合

(5) その他、当社が受講を適当でないと判断した場合

- 3 当社は、受講希望者の受講の審査に必要な書類の提出を求めることがあり、受講希望者は、当該書類を速やかに提出するものとします。当該書類を提出しない場合には、当社は、入会を拒否することができるものとします。
- 4 受講希望者は、受講の審査にあたっては、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。当社は、受講希望者自身が申請した入会情報を前提として、本プログラムを提供いたします。入会情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより受講希望者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
- 5 未成年者が本プログラムを受講する場合には、法定代理人の同意が必要となります。未成年者が本プログラムを受講した時点で、本プログラムの提供を受けること及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
- 6 未成年者は、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽って本プログラムを受講した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合には、本プログラムに関する一切の法律行為を取り消すことができません。

(変更の届出)

第3条 受講生は、当社への登録事項に変更が生じた場合は、当社所定の方法により、当社に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

- 2 前項の届出を行わなかったことにより、受講生が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。

(本プログラムの内容)

第4条 本プログラムの内容は、本プログラムの受講の申込みの際に選択したプログラムの内容に応じるものとします。ただし、本プログラムにおいて行われるサポート（以下「本サポート」といいます。）の詳細については、その都度、当社及び受講生で別途協議のうえ決定するものとするものとし、また、当社及び受講生で取り決めた目標達成に向けて当社が必要と判断するものについては、当社及び受講生間で協議の上、追加サポートを検討するものとします。なお、当社の受講生に対する本サポートの提供にあたって定められたプログラムの内容については、当社の裁量により、合理的かつ受講生の利益を不当に害しない範囲で変更又は追加することができるものとします。

- 2 受講生は、本プログラムの内容が、本プログラムに関する何らか結果・成功、利益等を保証するものではないことを確認・同意するものとします。
- 3 受講生は、本プログラムの講義内容に関連して第三者との間に生じた紛争等について、当社は一切の責任を負わないことを確認・同意するものとします。

- 4 当社は、受講生への本プログラムの提供に必要な範囲で、本プログラムの全部又は一部の実施を第三者に再委託することができるものとします。
- 5 受講生の都合により本プログラムの全部又は一部を実施することができなかった場合においても、当社は、その損害に対する一切の責任を負わず、受講生に対して代替プログラムの実施、プログラムの延長等の措置を講ずる義務を負わないものとします。
- 6 受講生は、本プログラムは医療行為又は医療的助言を提供するものではなく、医師その他の専門家による診断又は治療に代替するものではないことを確認するものとします。

(本プログラムの費用)

- 第5条 受講生は、当社に対し、本プログラムの受講料（以下「受講料」といいます。）として本プログラムの受講の申込みの際に選択したプログラムに応じた金額を当社が指定する日までに、当社の指定する方法で支払うものとします。受講料の支払いの際に発生する手数料は、受講生の負担とします。なお、当社は、本規約において定める場合を除き、いかなる場合においても当社が受領した受講料を受講生に返還しないものとします。ただし、法令により返金又は解除が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 当社が受講生に対し、実際に対面して助言・指導等を行うにあたり、受講生の事務所等に出向く等の必要が生じた場合にかかる費用については、受講生の負担とします。
 - 3 当社は、受講生に対し、本プログラムにおいて定めた講義内容とは異なる内容の講義等を行う場合があるものとし、当該講義を受講する場合には、受講生は、別途、当該講義の受講の対価や講義に使用する教材、事務手数料等の対価を当社に支払うものとします。

(遅延損害金等)

- 第6条 受講生が、当社に対して負担すべき債務の支払いを遅延した場合は、当社は、受講生に対して遅延した債務のほか支払事由の発生した翌日から支払うべき金額に対して年利14.6%の割合の遅延損害金を請求することができるものとします。
- 2 受講生が受講料の支払を遅滞した場合は、受講料を支払うまで、当社は、当該受講生に対する本プログラムの提供を停止することができるものとします。

(講義内容の利用)

- 第7条 受講生は、本プログラムにおいて受講生に提供された資料又は当社が受講生に対して行った指導若しくは助言等の本プログラムの受講で得たノウハウ（以下「本ノウハウ」といいます。）について、本規約に定めた利用方法に限り利用することができるものとします。
- 2 受講生が、本ノウハウを利用する場合には、合理的と認められる方法により「美脚セ

ルフデザインプログラムによると」と引用元を明記しなければならないものとします。なお、当該利用の媒体には、受講生の運営する教室、セミナー、受講生の出演するラジオ番組、テレビ番組、インターネット経由のライブ、その他一切の出演型の催し、自著やインターネット上の寄稿、自らのフェイスブックページ、ブログ、ホームページ、その他一切のインターネット媒体を含むがこれに限らないものとします。

- 3 受講生は、事前の当社による書面による承諾がない限り、本ノウハウを第三者に対して再承諾することはできないものとします。受講生が、当社の事前の承諾を得て本ノウハウを第三者に対して再承諾する場合には、受講生は当該第三者に対して本契約において受講生が負うのと同等の義務（本条第2項の義務を含むがこれに限らない。）を課さなければならないものとします。なお、当該第三者の作為・不作為は受講生の作為・不作為とみなすものとし、受講生は当該第三者の作為・不作為の一切について責任を負うものとします。
- 4 受講生は、当社からの要請があった場合は理由の如何に関わらず、直ちに本ノウハウの使用を止め、または再承諾先の第三者による本ノウハウの使用を止めさせなければならない（当該使用の中止には、第2項に定めるあらゆる媒介の破棄等も含む）ものとします。

（成果報告等の公開・広報利用）

第8条 当社は、本プログラムの提供過程において得られた、受講生の進捗状況、成果報告、取組内容、感想、コメントその他これらに付随する情報（以下「成果報告等」といいます。）について、個人が特定されない態様又は受講生の事前承諾を得た態様において、自己の広報・宣伝・営業活動を目的として、SNS（Instagram、X（旧 Twitter））その他これに準ずる媒体を含むがこれらに限られない）、ウェブサイト、広告資料、セミナー資料等に掲載・発信することができるものとします。

- 2 前項に基づき成果報告等を公開する場合において、当社は、受講生の秘密情報、個人情報又は受講生の営業上・私生活上の機微にわたる情報が不当に開示されないよう、合理的な配慮を行うものとします。
- 3 受講生は、前二項に基づく成果報告等の利用について、当社所定の方法により、いつでも利用停止（オプトアウト）を申し出ることができるものとし、当社は、当該申出があった場合、合理的な期間内に新規の掲載・発信を停止します。

（秘密保持）

第9条 受講生は、本プログラムにおいて提供された当社の技術上又は営業上その他業務上の情報及び本プログラムの講義内容（以下、あわせて「秘密情報」といいます。）を、当社の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、自己使用のためにのみ使用するものとします。ただし、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求

められた秘密情報については、当社へ通知した上で、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。なお、かかる場合、受講生は、当社に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとします。

- 2 本契約における秘密情報とは、文書・口頭その他有形無形を問わず、当社が受講生に対して開示する一切の情報をいうものとします。
- 3 前項にかかわらず、秘密情報が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく秘密保持義務は適用されないものとします。
 - (1) 当社から開示された時点で既に受講生が保有していた情報
 - (2) 当社から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 当社から開示された後に受講生の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 受講生が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 秘密情報によることなく、受講生が独自に開発した情報
- 4 受講生は、事前に当社から書面による承諾を得た場合に限り、合理的に必要な範囲内で秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体及びフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）することができるものとします。ただし、本項に基づく複製により生じた情報も秘密情報に含まれるものとします。
- 5 受講生は、当社から秘密情報の返還又は廃棄の要求があった場合には、当社の指示に従い速やかに秘密情報を返還又は廃棄するものとします。

（個人情報）

第 10 条 当社は、受講生から本プログラムへの申込みなどの際に開示された情報（以下「個人情報」といいます。）を受講生の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。ただし、次各号の場合、受講生等の事前の同意を待たずに個人情報を開示できるものとします。

- (1) 法令に基づき開示を求められた場合
- (2) 当社、他の受講生又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、受講生の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

（規約違反の場合の措置等）

第 11 条 当社は、受講生が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、本契約の解除、本プログラムの利用の一時停止若しくは制限等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。

- (1) 本規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 受講料の支払いを遅滞し、当社による請求から7日以内に当該遅滞を解消しない場合
 - (3) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
 - (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (5) 死亡し又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (6) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないことが判明した場合
 - (7) 当社からの問い合わせに対して30日間以上応答がない場合
 - (8) 本プログラムの運営、保守管理上必要である場合
 - (9) その他前各号に類する事由がある場合
- 2 受講生は、利用停止等の後も、当社及び第三者に対する本契約上の一切の義務及び債務を免れるものではありません。
 - 3 当社は、本条に基づき当社が行った利用停止等の措置により受講生に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - 4 本プログラムに関するクーリング・オフ等の適用の有無は、特定商取引に関する法律その他の法令の定めに従うものとします。なお、本プログラムが通信販売に該当する場合、同法上クーリング・オフ制度は適用されません。

(本プログラムの変更、追加、廃止及び中断等)

第12条 当社は、受講生に事前の通知をすることなく、本プログラムの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。

- 2 当社は、当社の判断により本プログラムの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。当社は、当社の判断により本プログラムの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当社が適当と判断する方法で受講生にその旨通知いたします。ただし、緊急の場合は受講生への通知を行わない場合があります。
- 3 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、受講生に事前通知することなく、本プログラムの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本プログラム提供のためのシステム又は関連設備の保守を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) 受講生のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (4) 提携サービスの全部又は一部の提供が一時的に停止又は中断された場合

- (5) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (6) 天災等の不可抗力により本プログラムの提供が困難な場合
 - (7) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本プログラムの提供が困難な場合
 - (8) 地震、台風、洪水、津波等の天災その他の非常事態が発生し又はそのおそれが生じたために、法令・指導により通信の制限等の要請、指示があった場合又は当社が必要と判断した場合
 - (9) 物理的技術的な事由により本プログラムの提供ができなくなったとき
 - (10) 法令又はこれらに基づく措置により本プログラムの運営が不能となった場合
 - (11) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置により受講生に生じた損害について一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第 13 条 受講生は、本規約にて禁止された行為のほか、本プログラムを利用して次の行為を行うことは固く禁止されます。また、受講生は、同様の行為を第三者にさせることはできません。

- (1) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 当社又は第三者の財産、プライバシー、名誉又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 本プログラム又は本プログラムを通じて入手した情報、資料若しくは本プログラムの内容を商業目的で利用する行為
- (4) 本プログラムの運営を妨害する行為
- (5) その他法令に違反する行為

(サービスの中止)

第 14 条 当社は、3ヶ月前までの予告期間をもって受講生に通知の上、本プログラムの提供を中止することができます。この場合、当社は既に受領した金銭のうち、受講生が本プログラムの利用ができなくなった契約残存期間に対応する金額を月割計算で払い戻します。具体的な払戻金額は、「受講料×(中止日翌日から契約満了日までの残存日数/契約期間の日数)」により算定し、1円未満は切り捨てるものとします。

(休会)

第 15 条 受講生は、本プログラムの受講期間中、1回に限り、当社に対して最長1ヶ月間の休会を申請することができるものとします。

- 2 休会を希望する場合、受講生は休会開始日の1週間前までに、所定の方法により当社へ事前に申請しなければならないものとします。
- 3 休会申請の際には、受講生は希望する休会期間(○月○日から○月○日まで)を明示して申告するものとします。
- 4 休会期間中は、本プログラムの受講は一時停止されます。
- 5 休会期間満了後、受講生は自動的に受講を再開するものとします。
- 6 休会の早期復帰は原則認めないものとします。

(退会)

- 第16条 受講生は、本プログラムの提供を受けることを終了する場合(以下「退会」といいます。)は、所定の方法にて当社に届け出るものとします。この場合、当社は既に受領した金銭の払い戻し等は一切行いません。
- 2 本条による退会の場合、受講生は、当該時点において発生している利用料金の支払いその他の債務を履行するものとします。

(除名処分等)

- 第17条 受講生が次の各号いずれかの事由に該当する場合、当社は、事前の通知又は催告を要せずに、当該受講生を除名し又は本プログラムの受講を一時停止することができるものとします。
- (1) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
 - (2) 本規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3) 受講料の支払いを怠った場合
 - (4) 資産・信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
 - (5) その他当社がその裁量により、受講生として不相当と判断した場合

(損害賠償責任)

- 第18条 受講生は、本規約の違反又は本プログラムの受講に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害(逸失利益及び弁護士費用を含みます。)を賠償します。
- 2 当社は、当社の帰責事由により受講生に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。
 - (1) 当社の故意又は重過失による場合：当該損害の全額
 - (2) 当社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常損害(特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。)の範囲内とし、かつ1万円を上限とします

(第三者侵害)

第 19 条 受講生が本プログラムで身につけたスキルについて、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、第三者から異議・苦情等を受け、第三者に対して損害を与え、又は第三者との間で紛争を生ぜしめたときは、速やかにこれを当社に報告するとともに受講生の責任と費用負担において一切を処理、解決し、当社には何らの迷惑をかけないものとしします。万一、当社が当該紛争等により損害を被った場合には、受講生は、当社に対し、当社が被った損害の一切を補償する責を負うものとしします。この場合、前条の適用はないものとする。

(免責事項)

第 20 条 当社は、本プログラムにより受講生に提供される情報の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等については、何ら保証しません。本プログラムにより提供される情報に基づいて、受講生が下した判断及び起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、当社はその責任を負いません。

2 当社は、本プログラムの確実な提供等につき何ら保証するものではありません。

3 本規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとしします。この場合、受講生に発生した損害が当社の債務不履行責任又は不法行為に基づくときは、当社は当該受講生が被った通常損害に限って損害賠償責任を負うものとしします。

(知的財産権の帰属)

第 21 条 本プログラムにかかるすべてのデータ、図表、ソフトウェア、資料等に関する知的財産権その他一切の権利は、当社及び当社への情報提供者に帰属します。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 受講生は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、また、反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し又は関与しないこと

- (4) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身若しくは自身の関係者が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えたりせず、また、相手方の名誉や信用を毀損するおそれのある行為をしないこと
- 2 受講生は、前項を確認することを目的として当社が行う調査に協力するものとします。
 - 3 受講生は、第1項の各号のいずれかに違反し又はそのおそれがあることが判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。
 - 4 当社は、受講生が第1項の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、通知その他の手続を要しないで、本契約を解除することができるものとします。
 - 5 当社は、前項により本契約を解除した場合、受講生に対して、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - 6 第4項により本契約が解除された場合、受講生は、解除により生じた損害について、当社に対し一切の請求を行うことができないものとします。

(本規約の変更)

第23条 当社は、本プログラムに関する事情・状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合において、本規約の変更が受講生の一般の利益に適合するとき、又はその変更が本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本規約を変更する旨、変更内容及び変更された内容の効力発生時期を本ウェブサイトに掲載することにより、民法548条の4（定型約款の変更）を根拠に本規約を変更できるものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第24条 受講生は、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づく受講生の権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。また、本項に反して本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡した場合、当社は、催告をせず本契約を直ちに解除できるものとします。

- 2 前項に反して本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡する場合であっても、受講生は、当社に対して、事前に前項の譲渡禁止特約の存在を通知しなければならないものとします。
- 3 当社が、本プログラムにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本プログラムにかかる事業を包括承

継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本プログラムに関する利用契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他の受講生に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、受講生は、予めこれに同意するものとし、

(分離可能性)

第 25 条 本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又は部分（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとし、当社及び受講生は、無効等部分を、適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、無効等部分の趣旨及び法律的・経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとし、

2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある受講生との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の受講生との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとし、

(協議)

第 26 条 本規約に定めのない事由が生じた場合、又は本規約の条項の解釈に関して疑義が生じた場合は、当社及び受講生は誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとし、

2 当社及び受講生は、前項の協議を行うに際して相手方が要求する場合、当該協議を行う旨の書面又は電磁的記録による合意をしなければならないものとし、

(準拠法・管轄)

第 27 条 本規約及び本プログラムに関する準拠法は、日本国の法令とし、その法令が適用されます。

2 本規約及び本プログラムに関する一切の紛争について調停を申し立てる場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって、調停を申し立てる裁判所とします。

3 本規約及び本プログラムに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。